

○羽島市健幸ポイント事業実施要綱

平成28年2月10日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市健幸づくり条例（平成26年羽島市条例第11号）に基づき、市民の健康意識の向上、健康の保持及び増進を図るため市が実施する「健幸ポイント事業」（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健幸ポイント 本事業の対象事業に参加した市民に付与するポイントをいう。
- (2) 健幸ポイントカード 本事業による健幸ポイントを押印し、又は健幸ポイントシールを貼付するカードをいう。
- (3) 協賛事業所 市内に事業所、店舗等を有し、本事業への協賛を希望する個人又は法人その他の団体であって、第8条第3項に定める手続きにより登録されたものをいう。
- (4) 健診（検診）事業 特定健診、職場健診、人間ドック等の他、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業実施要領に基づく各種健診（検診）等
- (5) アプリ 市が指定するスマートフォン用アプリケーションソフトウェアをいう。
- (6) ウォーキングポイント 市が指定する対象事業にスマートフォンの歩数計測機能及びアプリを使用して参加した市民に、アプリ内でカウントされる歩数に応じて付与するポイントをいう。
- (7) 健幸ポイント交換抽選会 付与された健幸ポイント及びウォーキングポイントに応じて応募できる抽選会をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、対象事業参加時に、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録され、及び当該事業の対象年齢の範囲内であるものとする。

(対象事業及び健幸ポイント等)

第4条 本事業の対象事業は、次の各号に掲げる健幸づくり関連事業とし、その内容は年度ごとに定めるものとする。

- (1) 健診（検診）事業
- (2) 市が実施する健幸づくり事業
- (3) 市等が実施する健幸づくりのためのイベント、講演会、研修及び教室
- (4) その他市長が認める事業

2 付与する健幸ポイントの数は、事業ごとに1ポイントとする。

3 健幸ポイントの付与は、健幸ポイントカードへのスタンプの押印又は健幸ポイントシールの貼付により行う。

4 前項の規定にかかわらず、第6条第3項第2号及び第3号に規定する方法により健幸ポイント交換抽選会へ応募する場合で、これらの規定により添付された画像が前項の規定による押印又は健幸ポイントシールの貼付がされた健幸ポイントカード以外のものであるときは、市は当該画像の確認により健幸ポイントを付与することができる。

5 ウォーキングポイントの付与は、アプリの機能により行うものとする。

6 健幸ポイント及びウォーキングポイントの第三者への譲渡はできないものとする。

7 健幸ポイント及びウォーキングポイントの付与期限は、各年度末日までとする。

8 健幸ポイント及びウォーキングポイントの次年度への繰り越しはできないものとする。

(健幸ポイントカードの再発行)

第5条 市は、健幸ポイントカードを破損、汚損又は紛失した市民に対し、健幸ポイントカードを再発行できる。

2 破損、汚損又は紛失により健幸ポイントの確認ができない場合は、既に付与された健幸ポイントは、無効とする。ただし、紛失した健幸ポイントカードが発見されたこと等により健幸ポイントの確認ができる場合は、再交付された健幸ポイントカードに健幸ポイントを合算するものとする。

(健幸ポイント等の交換)

第6条 市民は、次の各号に掲げる応募方法の区分に応じ、当該各号に定めるところにより健幸ポイント交換抽選会へ応募することができる。

- (1) 健幸ポイントカード又は市が指定する電子申請システムによる応募 付与さ

れた健幸ポイントが6ポイント（健診（検診）受診による健幸ポイントを1ポイント以上含むものとする。）ごとに1回

(2) アプリによる応募 ウォーキングポイントが所定のポイントに達し、かつ、健診（検診）受診による健幸ポイントが1ポイント付与されるごとに1回

2 前項第2号の規定による応募は、本事業の年度ごとに最大3回までとする。

3 健幸ポイント交換抽選会へ応募しようとする者は、次に掲げる方法により市に応募するものとする。ただし、応募する日において、本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

(1) 健幸ポイントカードに必要事項を記載し提出する方法

(2) 市が指定する電子申請システムにより、必要事項を入力し、及び第4条第1項に定める事業に参加したことが分かる画像を添付し送信する方法

(3) アプリ内の抽選応募フォームにより、必要事項を入力し、及び健診（検診）を受診したことが分かる画像を添付し送信する方法

4 健幸ポイント交換抽選会への応募期日は、次年度の4月15日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までとする。

（健幸ポイント交換抽選会）

第7条 市は、健幸ポイント交換抽選会応募者の取りまとめ後に抽選を行う。

2 市は、抽選により、協賛事業所から提供された景品引換券を該当者に交付する。

3 景品引換券の有効期間は、当該協賛事業所の定める期間とする。

（協賛事業所）

第8条 市は、健幸ポイントの交換景品の提供を協賛事業所から受ける。

2 協賛を希望する個人又は法人その他の団体は、羽島市健幸ポイント事業協賛申込書（別記第1号様式）により協賛事業所の申し込みをする。

3 市は、前項の申込書の提出があった場合は、内容を確認の上、協賛事業所として適当であると認めた場合に限り、協賛事業所として登録する。

4 協賛事業所は、前項の登録内容に変更が生じた場合は羽島市健幸ポイント事業協賛内容変更届（別記第2号様式）を、協賛事業所登録の取り下げをする場合は羽島市健幸ポイント事業協賛解除届（別記第3号様式）を速やかに市に提出しなければならない。

5 市は、羽島市健幸ポイント協賛事業所管理台帳（別記第4号様式）により登録協賛事業所を管理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 市は、本事業により得た個人情報を、健康増進事業の推進に関すること以外に使用してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日告示第57号) 抄

(施行日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(1) 羽島市健幸ポイント事業実施要綱の別記第1号様式及び別記第2号様式

附 則 (令和2年5月14日告示第121号)

この告示は、令和2年5月14日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第123号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の羽島市健幸ポイント事業から適用する。

附 則 (令和7年7月23日告示第175号)

この告示は、令和7年7月23日から施行し、令和7年度の羽島市健幸ポイント事業から適用する。

別記第1号様式（第8条関係）

羽島市健幸ポイント事業協賛申込書

申込日： 年 月 日

（あて先）
羽島市長

（申込者）

所在地（住所）	〒 -
事業所（店舗）名等	
担当者・（役職）	（ ）
連絡先	電話：（ ） -

下記のとおり、羽島市健幸ポイント事業協賛事業所として申込みます。
申込みにあたって、個人情報の保護を遵守すること、市税等に滞納がないことを誓約します。

記

1. 事業所（店舗）名 及び所在地等 ※協賛いただける店舗 等が複数ある場合は 本申込書を店舗ごと に記載してください。	名称		
	所在地	〒 -	
	電話：（ ） -	FAX：（ ） -	
	メールアドレス：	@	
2. 営業時間			
3. 定休日			
4. HPアドレス	http://		
5. 景品・特典内容	<u>※景品引換券の提示を受けた際のサービス内容を記入してください。</u>		
6. 景品交換等 場所及び日時	<u>※上記1. 以外の場合は記入してください。</u> 事業所（店舗）名： 住所：〒 - 電話：（ ） - 日時：		

注：本申込書を 課に提出してください。（提出前に複写して保管してください。）

羽島市健幸ポイント事業協賛内容変更届

届出日： 年 月 日

(あて先)
羽島市長

(申込者)

所在地(住所)	〒 -
事業所(店舗)名等	
担当者・(役職)	()
連絡先	電話：() -

下記のとおり、登録内容に変更がありましたので、届け出ます。

記

1. 事業所(店舗)名	変更前					
	変更後					
2. 所在地等	変更前	〒 -				
	変更後	〒 -				
3. 電話番号	変更前	() -	4. FAX番号	変更前	() -	
	変更後	() -		変更後	() -	
5. メールアドレス	変更前	@				
	変更後	@				
6. 営業時間	変更前			7. 定休日	変更前	
	変更後				変更後	
8. HPアドレス	変更前	http://				
	変更後	http://				
9. 景品・特典内容	変更前					
	変更後					
10. 景品交換等 場所及び日時	変更前	店舗名： 所在地：〒 - 電話：() - 日時：				
	変更後	店舗名： 所在地：〒 - 電話：() - 日時：				

注：変更がある項目のみ記入してください。

第3号様式(第8条関係)

羽島市健幸ポイント事業協賛解除届

届出日： 年 月 日

(あて先)
羽島市長

(届出者)

所在地(住所)	〒 -
事業所(店舗)名等	
担当者・(役職)	()
連絡先	電話：() -

下記のとおり、羽島市健幸ポイント事業協賛事業所の解除を届け出ます。

記

1. 事業所(店舗)名 及び所在地等	名称		
	所在地	〒 -	
	電話：() -	FAX：() -	
2. 解除(予定)日	年 月 日		
3. 解除理由	<u>※協賛解除の理由がありましたら記入してください。</u>		

別記第1号様式（第8条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第8条関係）